

第2回 徳島県医療的ケア児支援センター検討会 次 第

日時 令和4年3月25日（金）

午後7時から午後8時30分まで

場所 WEB、徳島県庁4階 406会議室

1 開 会

2 議 事

- （1）医療的ケア児等とその家族の生活実態調査について
- （2）令和3年度厚生労働省保健福祉関係主管課長会議資料について
- （3）その他

3 閉 会

【資 料】

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 徳島県医療的ケア児支援センター検討会 設置要綱
- ・ 資料2 第2回徳島県医療的ケア児支援センター検討会資料
- ・ 資料3 医療的ケア児実数把握調査票
- ・ 資料4 調査への依頼文
- ・ 資料5 実態調査の調査票
- ・ 資料6 電子申請システムについて
- ・ 資料7 （例）電子申請システム調査票
- ・ 資料8 令和3年度厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料

第2回 徳島県医療的ケア児支援センター検討会（出席者名簿）

構成機関	職名	氏名	備考
徳島保健所	所長	佐藤 純子	
徳島大学病院小児科	助教	小谷 裕美子	
かさまつ在宅クリニック	小児在宅医長	笠松 由華	
徳島県看護協会 訪問看護支援センター	センター長	宮本 小由里	
徳島県訪問看護ステーション連絡協議会	代表理事	吉野 牧子	
国立病院機構 東徳島医療センター	小児科部長	田中 有美子	欠席
徳島赤十字ひのみね総合療育センター	園長	加藤 真介	
社会福祉法人仁栄会 児童発達支援センターねむのき	施設長	中川 美幸	
徳島県相談支援専門員協会	副代表	松下 義雄	
徳島県保育事業連合会	会長	大和 忠広	欠席
徳島県特別支援学校長会	会長	上野 清文	
徳島県重症心身障がい児（者）を守る会	会長	杉本 勝	
徳島市健康福祉部障害福祉課	課長	坂野 宏典	
徳島県保健福祉部	感染症・疾病予防統括監	鎌村 好孝	欠席

徳島県医療的ケア児支援センター検討会 設置要綱

(目的)

第1条 「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律」が制定されたことを踏まえ、徳島県の医療的ケア児支援センター（以下「センター」という。）の設置に向けて、センターの運営のあり方について検討するため、徳島県医療的ケア児支援センター検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の事項について協議する。

- (1) 医療的ケア児とその家族等の現状把握に関すること
- (2) センターの運営のあり方等に関すること
- (3) その他必要な事項

(構成等)

第3条 検討会は、医療、福祉、教育等の関係機関から、知事が委嘱する委員14名以内で構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(座長等)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長が指名し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、座長が招集し、議事を主宰する。

2 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 検討会の会議は原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月23日から施行する。

第2回 徳島県医療的ケア児支援センター検討会資料

徳島県保健福祉部障がい福祉課

- ・ 医療的ケア児（日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童）の日常生活・社会生活を社会全体で支援すること等を基本理念とする
- ・ 地方公共団体による措置として、相談体制の整備、情報共有の促進、広報啓発が明記
- ・ 都道府県知事が医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う「医療的ケア児支援センター」を社会福祉法人等で指定又は都道府県自ら行うことができるとされた

医療的ケア児支援センターとは

- ・ 医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になること
- ・ どこに相談をすれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること
- ・ 医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たすこと

※以上が医療的ケア児支援センターには期待されている

令和3年12月23日 徳島県医療的ケア児支援センター検討会の設置

- これまで医療的ケア児に関する支援については徳島県障がい者自立支援協議会推進部会設置要綱第5条の規定に基づいて設置された、「医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議」の中で検討されてきた
- 今回、医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、徳島県医療的ケア児支援センター設置に向けた検討を行うため、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関及び当事者団体の委員で構成される「徳島県医療的ケア児支援センター検討会」を設置
- 本検討会においては、徳島県の医療的ケア児支援センターが設置された場合、そのセンターに求められる機能について検討を行うことを目的とする

令和3年12月23日 第1回徳島県医療的ケア児支援センター検討会

- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する実態調査について（各委員からのご意見）
 - ※実態調査等について、実数調査後に実態調査を行った方がよいのではないか
 - ※実態調査はできるだけ簡易な方法で行った方が保護者も回答しやすいのではないか
 - ※医療的ケアの定義について、研究によっては人工呼吸器の管理や気管切開のみを対象としているものもあり、どこまでを医療的ケアとするのか
 - ※自分の子どもが医療的ケアといわれることに不本意であるという保護者もいる。そのような方にも配慮する必要がある
- ・ 検討会の議事録等については、徳島県HP「徳島県医療的ケア児支援センター検討会」
(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/kenseisogo/shingikai/chijibukyoku/7202787/>) にアップしております。



医療的ケア児等とその家族の生活実態調査について

- 第1回検討会におけるご意見から

※実数調査について在宅療養指導管理料を算定している医療機関を把握する必要

在宅療養指導管理料とは…従来、医療機関内で行われてきた医療を居宅等生活の場で行うよう指導管理する技術料のこと（例：在宅酸素療法指導管理料）

※本調査における医療的ケア児の定義について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、厚生労働大臣が定める医療行為（令和3年厚生労働省告示第89号）が定められている。

一方、厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」において、「在宅自己注射指導管理料を除くすべての在宅療養指導管理料の算定件数」が、最も信頼性の高い医療的ケア児数を算出する方法としていることなどから本調査では自己注射や血糖測定について除外する

医療的ケア児の実数把握調査

- ・ 徳島県国民健康保険連合会へ県内に住民票のある18歳以下の児童に係る在宅療養指導管理料を算定している医療機関等に関して調査依頼
※在宅療養指導管理料を算定している県内外の医療機関等について把握する
- ・ 今回、在宅療養指導管理料を算定している医療機関について把握したところ、特定の医療機関において算定されていることが判明。
- ・ 今回、徳島県国民健康保険連合会への調査結果と委員の協力を得て、県内の医療的ケア児への支援等に関わりの深い医療機関等へ調査依頼をかけ、医療的ケア児の実数調査を行う（調査様式については資料3を参照）。

医療的ケア児とその家族の生活実態調査について（1）

- **調査目的**：今回、医療的ケア児への多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たすことが期待されている医療的ケア児支援センターの設置にあたり、センターに求められる機能等について検討を行うための基礎資料とするため、徳島県内の医療的ケア児の実数調査とともに医療的ケア児やその介護をする方に対して、アンケート調査を実施する
- **調査項目**：①基本情報、②お子さんを介護する方の生活状況について、③お子さんの日常生活について、④お子さんが在宅での生活を始めるときについて、⑤日常生活における不安や心配なことの相談状況について、⑥緊急時の対応等について、⑦医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律について、⑧その他

医療的ケア児とその家族の生活実態調査について（2）

- 医療的ケア児の実数調査において、把握した医療的ケア児やその介護をする方に対して、アンケート調査を実施
- 調査方法：実数調査でご協力いただいた各医療機関において医療的ケア児を介護をする方に調査内容についてご説明いただき、電子申請システムを活用した調査を実施する
（資料 4 を参照）
- 調査期間：令和4年 4 ～ 7 月予定
※電子申請システムについて…インターネット上で徳島県の電子申請サービスにアクセスし、行政手続きを行うもの （資料 6、7 を参照）

令和3年度 医療的ケア児とその家族に対する実態調査(実数調査)

担当者:
連絡先:
連絡先メールアドレス:

R3年4月1日時点
の年齢を記入してく

【医療的ケアとは】
(1)人工呼吸器、(2)気管切開の管理、(3)鼻咽頭エアウェイの管理、(4)酸素療法、(5)吸引(口鼻腔・気管内吸引)、(6)ネブライザーの管理、(7)IVH(中心静脈栄養等)、(8)経管栄養(経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管等)、(9)継続する透析(腹膜透析を含む)、(10)導尿、(11)排便管理(消化管ストーマ等)

【その他について】
○自己注射、血糖測定
○痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

	基本情報			医療的ケアの状況												備考
	性別	年齢 (R3.4.1 時点)	市町村 名	1 人工 呼吸器	2 気管切開	3 鼻咽頭 エアウェ イ	4 酸素療法	5 吸引	6 ネブライ ザーの管 理	7 経管栄 養	8 IVH	9 透析	10 導尿	11 排便管理	12 その他	特記事項がある場合に記入
例	女	5					○									
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																

「令和4年度 医療的ケアが必要なお子さんに関する生活実態調査」 へのご協力をお願い

徳島県保健福祉部障がい福祉課

今回、徳島県では令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を受け、医療的ケア児支援センター（以下、センターとする。）の設置に向けて、令和3年12月に徳島県医療的ケア児支援センター検討会を設置し、センター設置に向けた検討を行っているところです。

今回、センターの設置にあたり、医療的ケアが必要なお子さんに関する生活実態調査を行い、①医療的ケアが必要なお子さんの実態を把握するとともに、②センターの設置後の業務内容に反映させることを目的に本調査を実施することとなりました。

本調査へご協力いただくとともに、以下の内容をご確認ください。

1.本調査の対象者について

令和4年4月1日時点で徳島県内に住民票のある0歳から18歳の医療的ケアが必要なお子さん及びその介護をする方になります。

2.本調査における医療的ケアとは

本調査における医療的ケアとは①人工呼吸器の管理、②気管切開の管理、③鼻咽頭エアウェイの管理、④酸素療法、⑤吸引、⑥ネブライザーの管理、⑦経管栄養、⑧中心静脈栄養の管理、⑨継続的な透析、⑩導尿、⑪排便管理等です。

3.調査方法

徳島県電子申請サービス（https://s-kantan.jp/pref-tokushima-u/offer/offerList_initDisplay.action）にて、回答をお願いいたします。

※詳細につきましては、別途マニュアルをご参照ください。

※QRコード



4.留意点

本調査票が複数の医療機関等から依頼された場合、1回だけ回答していただきますようお願いいたします。

5.提出期限

令和4年〇月〇日（〇）まで

6.個人情報の取扱いについて

本調査で回答していただいた個人情報については守られます。調査票については、厳重に管理し、処分いたします。

7.本調査に関する問い合わせ先

徳島県保健福祉部障がい福祉課 施設サービス指導担当 088-621-2296

令和4年度 医療的ケアが必要なお子さんに関する生活実態調査票



1. お子さんの状況について

【質問1】 基本情報

- 1 年齢（令和3年4月1日時点）： _____ 歳
- 2 お住まいの市町村名： 徳島県
- 3 所持している手帳・受給者証：それぞれあてはまる番号に○をつけ、等級を記載してください。
- ① 身体障害者手帳（ _____ 級） ② 療育手帳（ A1 A2 B1 B2 ）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（ _____ 級） ④ 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ⑤ その他（ _____ ）

【質問2】日常生活を営む上で必要とする医療的ケアの状況について、該当する番号に○をつけてください（複数回答可）。

※実数調査によって、医療機関において判断された項目で行うため不要になる

- 1 人工呼吸器の管理 2 気管切開の管理 3 鼻咽頭エアウェイの管理
- 4 酸素療法 5 吸引（気管内・口腔・鼻腔・咽頭内） 6 ネブライザーの管理
- 7 経管栄養 8 中心静脈カテーテルの管理 9 継続的な透析
- 10 導尿 11 排便管理

【質問3】日常生活動作の介助状況について、それぞれ該当する番号に○をつけてください。

日常生活動作の内容	介助状況
1 食事	①全介助（経管栄養：胃ろう、腸ろうを含む） ②一部介助（きざみ食、流動食） ③自立（普通食）
2 排泄	①全介助（おむつ着用） ②一部介助（身体を支えたり、後始末に介助が必要。声かけが必要） ③自立

3 入浴	①全介助（機械浴） ②一部介助（衣類の着脱に介助が必要がある。入浴時に身体を支える必要がある） ③自立
4 移動	①全介助（寝たきり） ②一部介助（寝返り～四つ這いができる） ③自立（一人歩きができる）
5 言語理解	①全介助（言語の理解が困難） ②一部介助（コミュニケーションツールを用いると理解可） ③自立（簡単な言語であれば、概ね理解ができる）
6 発語	①全介助（自分の意思が伝達できない） ②一部介助（コミュニケーションツールを用いれば、自分の意思が伝達できる） ③自立（口頭での自分の意思の伝達に支障がない）

2. お子さんを介護する方の生活状況について

【質問4】 お子さんを介護する方について、当てはまる番号に○をつけてください。

（1）主に介護する方は

1 父 2 母 3 兄弟姉妹 4 祖父母 5 その他（ ）

（2）主に介護する方の年代は

1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代
4 40歳代 5 50歳代 6 60歳以上

（3）主に介護する方の就労状況について

1 無職 2 自営業 3 フルタイム勤務 4 パートタイム勤務
5 その他（ ）

（4）（1）で回答した主に介護する方以外に介護できる方はいますか。いる場合、介護ができる方は誰ですか（複数回答可）。

1 特にいない 2 父 3 母 4 兄弟姉妹

- 5 祖父母 6 その他（ ）

（５）お子さんの介護を主に介護する人以外に依頼したい時はどんな時ですか（複数回答可）。

- 1 家族の体調が悪い 2 冠婚葬祭 3 医療的ケアが必要な方の兄弟姉妹の行事
4 介護者の買い物等の用事 5 主たる介護者の休息
6 その他（具体的に ）

（６）（５）のような場面の時、利用したことのあるサービスはありますか（複数回答可）。

- 1 特になし 2 訪問看護 3 医療機関へのレスパイト入院
4 障がい児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）
5 短期入所 6 生活介護 7 居宅介護
8 日中一時支援 9 その他（具体的に ）

3. お子さんの日常生活について

【質問5】お子さんの日中生活の状況について当てはまる番号に○をつけてください。

（１）お子さんが平日の日中に過ごしている場所（過ごす時間が最も長いところ）はどこですか（小学校や中学校については普通学級と特別支援学級のどちらに当てはまるかもご回答ください）。

- 1 自宅 2 保育所、認定こども園 3 幼稚園
4 小学校（普通学級・特別支援学級） 5 中学校（普通学級・特別支援学級）
6 高等学校 7 特別支援学校 8 障がい児通所支援事業所（**重心対応**）
9 障がい児通所支援事業所（**重心以外対応**） 10 生活介護事業所
11 日中一時支援施設 12 その他（具体的に ）

（２）（１）で1以外を回答した方のみ回答してください。平日の日中に過ごしている場所は1週間の内、何回通っていますか。

- 1 週1回 2 週2～4回 5 週5回

(3) 事業所・学校等での保護者の付き添いは必要ですか。

- 1 必要 2 不要

4. お子さんが在宅での生活を始めるときについて

【質問6】お子さんが医療機関から退院し、在宅で生活を始める時について、当てはまる番号に○をつけてください。

(1) 在宅で生活を始めるとき、どこに相談しましたか（複数回答可）。

- 1 相談していない 2 医療機関 3 各市町村の窓口
- 4 保健所 5 保健センター 6 障がい福祉サービス事業所
- 7 相談支援事業所 8 保育所, 認定こども園 9 幼稚園
- 10 学校 11 家族, 親類, 知人 12 その他（具体的に ）

(1) - 1 (1) で1と回答した方のみ回答してください。相談しなかった理由を具体的に回答してください。

(2) 在宅で生活を開始するときに必要なことはありましたか（複数回答可）。

- 1 相談先の確保 2 緊急時の受入先の確保 3 介護者のレスパイト
- 4 必要な情報の提供 5 必要な医療的ケアの機材等購入のための補助
- 6 その他（具体的に ）

5. 在宅の生活における不安や心配なことの相談状況について

【質問7】在宅の生活において不安や心配なことに対する相談状況について、当てはまる番号に○をつけてください。

(1) 在宅で生活する中で不安や心配なことがある時に相談できる人や相談機関はありま

すか。ある場合、相談先や相談機関はどこですか。

- 1 特になし 2 各市町村の職員 3 学校等の先生
- 4 障がい福祉サービスの職員 5 相談支援事業所の職員 6 医療機関の職員
- 7 家族、親戚、知人 8 他の医療的ケアの必要な方の保護者
- 9 その他（具体的に ）

(2) お子さんを介護する上で困ったことはありますか。ある場合、どんなことですか(複数回答可)。また、その中でも優先順位があれば()内に順番を入れてください。

- () 1 どんなサービスを利用できるか（手続きも含め）分からない
- () 2 サービスを提供してくれる事業所が近隣にない
- () 3 利用できるサービスの量（日数，時間数等）が足りない
- () 4 サービスの利用に係る費用の負担が大きい
- () 5 医療的ケアが必要なことでサービスの利用を断られる
- () 6 サービスを利用するための送迎がない
- () 7 その他（具体的に

6. 緊急時の対応等について

【質問8】緊急時の対応状況等について、当てはまる番号に○をつけてください。

(1) 緊急時の対応（災害時や感染症等）について、相談できる人や相談機関はありますか。ある場合、相談先や相談機関はどこですか（複数回答可）。

- 1 特にない 2 各市町村の職員 3 学校等の先生
- 4 障がい福祉サービスの職員 5 相談支援事業所の職員 6 医療機関の職員
- 7 家族、親戚、知人 8 他の医療的ケアの必要な方の保護者

9 その他（具体的に ）

（２）緊急時の対応（災害時や感染症等）について、すでに準備していることはあればそれはどんなことですか（複数回答可）。

- 1 福祉避難所等の把握 2 相談先の確保 3 水や食料等の確保
4 医療機器の電源の確保 5 その他（具体的に ）

（３）緊急時の対応（災害時や感染症等）で必要とする支援等がありますか（自由記述）。

7. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に関すること

【質問 9】令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、都道府県知事は、医療的ケア児及びその家族に対する相談や助言等について、医療的ケア児支援センターに行わせることができるとされています。この医療的ケア児支援センターにおいて医療的ケア児の家族等からの相談や関係機関との支援の調整について、中核的な役割を果たすことが期待されています。今後、医療的ケア児支援センターが開設された場合、期待することはありますか（自由記述）。

8. その他

【質問 10】これまでの質問以外でご意見やご要望等があれば自由にご記入ください。

質問は以上です。最後までご回答いただき、ありがとうございました。



徳島県電子自治体共同システム
電子申請サービス

申請団体選択

> 手続き申込

> 申込内容照会

> 職責署名検証

いつでも、どこでも、行政手続きをインターネットで行うことができます

手続き申込へ

お知らせ

【2022年02月21日】【システムメンテナンスのお知らせ】
次の日程で電子申請サービスのメンテナンスを行います。

日程：2022年3月19日（土）午前0時から午前6時

メンテナンス中は電子申請サービスにおいて、遮断が発生する可能性がありますので、ご注意ください。
ご迷惑をおかけしますが、ご協力の程よろしく申し上げます。

過去のお知らせ>

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード

☐

類義語検索を行う

カテゴリ選択

利用者選択

☐

個人が利用できる手続き

☐

法人が利用できる手続き

絞り込みで検索する



分類別で探す



五十音で探す



手続き一覧

2022年03月14日 14時36分 現在

並び替え

受付開始日時 降順 ▼

表示数変更

20件ずつ表示 ▼

1

2

3

4

次へ

最後へ

**「地域資源を活用したヘルスツーリズム
創出セミナーin徳島」のアンケートにつ
いて**

近日受付開始

受付開始日時 2022年03月15日12時00分
受付終了日時 2022年03月25日12時00分**徳島県警察『オンラインde個別相談会』**受付開始日時 2022年03月09日21時00分
受付終了日時 2022年03月29日17時15分**物品等電子入札システム利用申請**受付開始日時 2022年03月09日10時00分
受付終了日時 随時**高齢者（入所）施設の職員を対象とした
「定期的な抗原定性検査」の申込み**受付開始日時 2022年03月07日00時00分
受付終了日時 2022年03月18日23時59分**「機能性食品セミナーin徳島」のアンケ
ートについて**受付開始日時 2022年03月02日15時30分
受付終了日時 2022年03月25日17時00分**令和3年度「外国語コミュニケーション
サポート事業」利用者アンケート**受付開始日時 2022年03月01日09時00分
受付終了日時 2022年03月23日12時00分**【質問募集】発達障がい者総合支援ゾー
ン10周年記念講演会（オンラインによ
るライブ配信）**

もうすぐ終了

受付開始日時 2022年03月01日00時00分
受付終了日時 2022年03月18日23時59分**発達障がい者総合支援ゾーン10周年記
念講演会（オンラインによるライブ配
信）**受付開始日時 2022年03月01日00時00分
受付終了日時 2022年03月30日12時00分**「地域資源を活用したヘルスツーリズム
創出セミナーin徳島」の参加申込**

もうすぐ終了

受付開始日時 2022年02月22日12時00分
受付終了日時 2022年03月15日14時00分**一般競争入札（指名競争入札）参加資格
審査申請（物品等）**受付開始日時 2022年01月04日09時00分
受付終了日時 随時

入札参加資格審査申請【測量・建設コンサルタント等業務】

受付開始日時 2021年12月24日09時30分
受付終了日時 随時

入札参加資格審査申請【県外建設業者】

受付開始日時 2021年12月17日10時00分
受付終了日時 随時

徳島県工事関係書類等の適正化ガイドラインに関するアンケート（令和4年3月18日まで）

受付開始日時 2021年12月10日13時00分
受付終了日時 2022年03月18日17時00分

令和3年度西部圏域難病対策地域協議会

受付開始日時 2021年11月26日00時00分
受付終了日時 随時

ティーチャーズバンク・マイスターバンク 履歴事項等調査票

受付開始日時 2021年11月24日14時00分
受付終了日時 随時

任期付教員調査票

受付開始日時 2021年11月24日14時00分
受付終了日時 随時

生活保護法による医療機関等の指定申請等

受付開始日時 2021年10月11日00時00分
受付終了日時 随時

徳島県公立学校臨時教員候補者登録申請書

受付開始日時 2021年06月28日10時00分
受付終了日時 随時

徳島県公立学校臨時教員候補者マイスター登録申請書

受付開始日時 2021年06月28日10時00分
受付終了日時 随時

【徳島県奨学金】奨学金返還方法変更届

受付開始日時 2021年04月01日12時00分
受付終了日時 随時

1

2

3

4

次へ

最後へ

【操作に関するお問合せ先（コールセンター）】

TEL : 0120-464-119（固定電話のみ）
（平日 9:00～17:00 年末年始除く）

※上記フリーダイヤルは携帯電話から繋がりませんので、その場合は、以下の電子メール又はFAXでお問い合わせください。

電子メール: help-shinsei-tokushima@s-kantan.com

FAX : 06-6455-3268

【制度等手続きの内容に関するお問合せ先】

直接担当課にお問い合わせください。

SaaS型電子申請サービス（利用者）

[ログイン](#)[利用者登録](#)[予約手続き](#)[申請団体選択](#)[手続き申込](#)[申込内容照会](#)[職責署名検証](#)

手続き申込

 手続き選択をする	 メールアドレスの確認	内容を入力する	 申し込みをする
--	--	---------	---

申込

選択中の手続き名：生活実態調査票（テスト）

問合せ先 [+開く](#)

説明

受付時期 2022年3月18日0時00分～ 随時

1. お子さんの状況について

【質問1】 基本情報

1 年齢（令和3年4月1日時点） 必須

 歳

2 お住まいの市町村名 必須

徳島市 

3 所持している手帳・受給者証 必須

それぞれあてはまる番号を選択し、等級を記載してください。

☐ 1 身体障害者手帳☐ 2 療育手帳☐ 3 精神障害者保健福祉手帳

☐ 4 小児慢性特定疾病医療受給者証

☐ 5 その他

選択解除

【質問 2】日常生活を営む上で必要とする医療的ケアの状況について

該当する番号を選択してください。(複数回答可) 必須

☐ 1 人工呼吸器の管理

☐ 2 気管切開の管理

☐ 3 鼻咽頭エアウェイの管理

☐ 4 酸素療法

☐ 5 呼吸(気管内・口腔・鼻腔・咽頭内)

☐ 6 ネブライザーの管理

☐ 7 経管栄養

☐ 8 中心静脈カテーテルの管理

☐ 9 継続的な透析

☐ 10 導尿

☐ 11 排便管理

【質問 3】日常生活動作の介助状況について、それぞれに該当する番号を選択してください。

食事 必須

☐ 1 全介助(経管栄養:胃ろう、腸ろうを含む)

☐ 2 一部介助(きざみ食、流動食)

☐ 3 自立(普通食)

選択解除

排泄 必須

☐ 1 全介助

☐ 2 一部介助

☐ 3 自立

選択解除

入浴 必須

- ☐ 1 全介助
- ☐ 2 一部介助
- ☐ 3 自立

選択解除

移動 必須

- ☐ 1 全介助（寝たきり）
- ☐ 2 一部介助（寝返り～四つ這いができる）
- ☐ 3 自立（一人歩きができる）

選択解除

言語理解 必須

- ☐ 1 全介助（言語の理解が困難）
- ☐ 2 一部介助（コミュニケーションツールを用いると理解可）
- ☐ 3 自立（簡単な言語であれば、概ね理解ができる）

選択解除

発語 必須

- ☐ 1 全介助（自分の意思が伝達できない）
- ☐ 2 一部介助（コミュニケーションツールを用いれば、自分の意思が伝達できる）
- ☐ 3 自立（口頭での自分の意思の伝達に支障がない）

選択解除

2.お子さんを介護する方の生活状況について

【質問4】お子さんを介護する方について、当てはまる番号を選択してください。

(1) 主に介護する方は 必須

- ☐ 1 父
- ☐ 2 母
- ☐ 3 兄弟姉妹
- ☐ 4 祖父母
- ☐ 5 その他

(2) 主に介護する方の年代は 必須

- ☐ 20歳未満
- ☐ 20歳代
- ☐ 30歳代
- ☐ 40歳代
- ☐ 50歳代
- ☐ 60歳代

(3) 主に介護する方の就労状況について 必須

- ☐ 1 無職
- ☐ 2 自営業
- ☐ 3 フルタイム勤務
- ☐ 4 パートタイム勤務
- ☐ 5 その他

(4) (1) で回答した主に介護する方以外に介護できる方はいますか。いる場合、介護できる方は誰ですか。 必須

複数回答可

- ☐ 1 特にない
- ☐ 2 父
- ☐ 3 母
- ☐ 4 兄弟姉妹
- ☐ 5 祖父母
- ☐ 6 その他

(5) お子さんの介護を主に介護する人以外に依頼したい時はどんな時ですか (複数回答可) 必須

- ☐ 1 家族の体調が悪い
- ☐ 2 冠婚葬祭

- ☐ 3 医療的ケアが必要な方の兄弟姉妹の行事
- ☐ 4 介護者の買い物等の用事
- ☐ 5 主たる介護者の休息
- ☐ 6 その他

(6) (5) のような場面の時、利用したことのあるサービスはありますか (複数回答可)
必須

- ☐ 1 特になし
- ☐ 2 訪問看護
- ☐ 3 医療機関へのレスパイト入院
- ☐ 4 障がい児通所支援 (児童発達支援や放課後等デイサービス等)
- ☐ 5 短期入所
- ☐ 6 生活介護
- ☐ 7 居宅介護
- ☐ 8 日中一時支援
- ☐ 9 その他

3. お子さんの日常生活について

【質問5】 お子さんの日常生活の状況について当てはまる番号を選択してください。

(1) お子さんが平日の日中で過ごしている場所 (過ごす時間が最も長いところ) はどこですか。 必須

- ☐ 1 自宅
- ☐ 2 保育所、認定こども園
- ☐ 3 幼稚園
- ☐ 4 小学校
- ☐ 5 中学校
- ☐ 6 高等学校
- ☐ 7 特別支援学校
- ☐ 8 障がい児通所支援事業所 (重心対応)
- ☐ 9 障がい児通所支援事業所 (重心対応以外)
- ☐ 10 生活介護事業所
- ☐ 11 日中一時支援施設

☐ 12 その他

選択解除

小学校や中学校については普通学級と特別支援学級のどちらが当てはまるかご回答ください。

必須 ☐ I ☐ S ☐ E ☐ C

☐ 普通学級

☐ 特別支援学級

選択解除

(2) 平日の日中の過ごしている場所は1週間の内、何回通っていますか。 必須

☐ I ☐ S ☐ E ☐ C

☐ 1 週1回

☐ 2 週2～4回

☐ 3 週5回

選択解除

4. お子さんが在宅での生活を始めるときについて

【質問6】 お子さんが医療機関から退院し、在宅で生活を始める時について、選択してください。

(1) 在宅で生活を始めるとき、どこに相談しましたか(複数回答可) 必須

☐ 1 相談していない

☐ 2 医療機関

☐ 3 各市町村の窓口

☐ 4 保健所

☐ 5 保健センター

☐ 6 障がい福祉サービス事業所

☐ 7 相談支援事業所

☐ 8 保健所、認定こども園

☐ 9 幼稚園

☐ 10 学校

☐ 11 家族、親類、知人

☐ 12 その他

(1) - 1 (1) で1と回答した方のみ回答してください。相談しなかった理由を具体的に回答してください。

入力文字数: 0 / 100

(2) 在宅で生活を開始するときに必要なことはありますか(複数回答可) 必須

- ☐ 1 相談先の確保
- ☐ 2 緊急時の受入先の確保
- ☐ 3 介護者のレスパイト
- ☐ 4 必要な情報の提供
- ☐ 5 必要な医療的ケアの機材等購入のための補助
- ☐ 6 その他

確認へ進む

入力中のデータを一時保存

【申込データ一時保存の注意事項】

- ・ **cookieデータを削除した場合**、一時保存時と別の端末又はブラウザを使用した場合は、「一時保存申込」リンクは表示されません。
- ・ 同じ手続きで何度も一時保存した場合は、**最後に保存したデータ**が表示されます。
- ・ 一時保存データは、7日間電子申請システムに保存します。(7日を経過すると自動削除します)
- ・ 保存した申込の再開には、「利用者ログイン」または「パスコード」が必要です。
- ・ 「パスコード」は、一時保存完了画面に表示されます。忘れないように記録してください。(ログインせず申込む場合、必要となります)
- ・ 申込の再開後に再度一時保存を行う場合、一時保存データは上書きされます。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

📌 入力中のデータを保存する

【操作に関するお問合せ先(コールセンター)】

TEL : 0120-464-119 (固定電話のみ)

(平日 9:00~17:00 年末年始除く)

※上記フリーダイヤルは携帯電話から繋がりませんので、その場合は、以下の電子メール又はFAXでお問い合わせください。

電子メール: help-shinsei-tokushima@s-kantan.com

FAX : 06-6455-3268

【制度等手続きの内容に関するお問合せ先】

直接担当課にお問い合わせください。

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和 4 年 3 月

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室／
障害児・発達障害者支援室

15 障害児支援について

(1) 児童福祉法改正法案等について

令和3年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」及び「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催し、障害児の通所支援及び入所支援の在り方等について検討を行い、報告書を取りまとめた。

当該報告書等を踏まえ、開会中の第208回通常国会に、

- ・ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこと
- ・ 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、一定の場合は22歳満了時までの入所継続を可能とすること

等を内容とした児童福祉法の改正を予定しているところであり、内容について御了知いただきたい。【関連資料1】

また、障害児の通所支援及び入所支援の在り方等については、上記の児童福祉法改正案に係る内容以外についても、今後、第三期障害児福祉計画の基本方針の策定や、次期障害福祉サービス等報酬改定の議論等を通じて検討を深めていくこととしているので、併せて御了知いただきたい。

(2) 障害児入所施設に入所する児童の新たな移行調整の枠組みについて

障害児入所施設に入所する障害児等の移行調整については、都道府県、市町村等の関係者ごとに具体的に取り組んでいただくべきこと等を手引書としてまとめ、「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」（令和3年12月23日障発1223第3号）を発出している。

令和3年3月31日時点での、18歳以上で移行先が決まっていない者の人数は470人となっており、各都道府県・指定都市におかれては、法改正を待たず、障害児入所施設の入所児童等の実態を把握しつつ、入所している18歳以上の者及び18歳未満の児童の円滑な移行を図ることができるよう、上記の手引書を読み込んでいただき、市町村や施設等の関係機関との連携強化等に努められたい。【関連資料2】

（通知掲載場所）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

※ 「7 障害児入所施設に入所する児童の新たな移行調整の枠組みについて」

(3) 医療的ケア児等とその家族への支援施策について

① 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について

令和 3 年 6 月 18 日に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が同年 9 月 18 日に施行された。

同法第 14 条では、都道府県は医療的ケア児支援センターを設置することができることが規定された。これは、

- ・ 医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になること、
 - ・ どこに相談をすれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること、
 - ・ 医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たすこと
- といった役割を期待して規定されたものである。

なお、令和 4 年度予算案では、「医療的ケア児等総合支援事業」について、都道府県が医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置して、センターの業務を行うことを補助対象とすることとしており、各都道府県においては、本事業も活用しつつ、センターの積極的な設置について願う。

また、本法第 2 条第 1 項において、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいうと規定されたが、この規定は、「医療的ケア」に係る「医療行為」の範囲を変更したものではないことに留意していただきたい。【関連資料 3】

② 医療的ケア児等総合支援事業について

医療的ケア児とその家族へ適切な支援が提供されるよう総合的に調整等を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置や、地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するために令和元年度に創設した「医療的ケア児等総合支援事業」については、令和 4 年度予算案の内容を「令和 4 年度医療的ケア児等総合支援事業の実施要綱（案）等について」（令和 3 年 12 月 24 日付け事務連絡）でお知らせしており、当該事務連絡も参考に事業の実施について検討をお願いする。

【関連資料 4】

③ 医療的ケア児支援センター開設支援事業について

運営する上で必要な備品購入費等に要する費用を補助することにより、都道府県における医療的ケア児支援センターの開設を促進し、医療的ケア児を適切な支援に繋げる体制を速やかに構築するため、令和 3 年度補正予算において「医療的ケア児支援センター開設支援事業」を創設した。

本事業については、予算の一部を令和 4 年度に繰越す予定である。次年度に改めて本補助事業の協議を行う予定であるため、令和 3 年度に本補助

事業を活用していない都道府県においても活用いただき、医療的ケア児支援センターの早期開設について検討をお願いします。【関連資料 5】

④ NICU 等から退院した障害児への支給決定等について

医療的ケア児が障害福祉サービス等を利用する場合、現状では、介助の必要性や障害の程度の把握のために「5 領域 11 項目」の調査を行うこととしている。しかし、NICU 等から退院し在宅生活をスタートする時期から乳幼児期（特に 0～2 歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5 領域 11 項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲（乳幼児として通常想定される範囲）として介助を要するのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達の範囲を超える介助を要する状態であるのか、判断が難しい。

こうした自治体における障害児の支給決定事務の課題を踏まえ、令和 3 年 4 月に「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日障発 0323002 号）」等を改正し、障害の程度の判断にあたっては、医療的ケアの新判定スコアも用いることとし、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達の範囲を超える介助を要する状態にあるかどうか（障害福祉サービスの必要性の有無）について、医師の判断を活用することとした。

また、障害児の支給決定等に当たっては、従来から、必ずしも身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている必要はないこととしているが、手帳が無ければ支給決定を受けられない、医療的ケアスコアでは支給決定を受けられないとの声が寄せられている。

このため、支給決定等にあたっては 5 領域 11 項目の調査に加えて医療的ケアの新判定スコアの調査を行った上で、両調査の結果を踏まえて支給の可否及び支給量を決定していただくようお願いする。具体的な支給決定方法については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」等でお示ししており、本見直しの趣旨を踏まえて対応いただきたい。【関連資料 6】

⑤ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について

医療的ケア児等の医療情報について、搬送先の医療機関において適切な医療が受けられる体制を整備するために救急時に医療情報を共有する「医療的ケア児等医療情報共有システム」が令和 2 年度から稼働中である。

都道府県等におかれては、管内の医療的ケア児等とその家族に対し、厚生労働省ホームページをご案内いただく等により、システムの周知をお願いします。【関連資料 7】

（MEIS の利用案内等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する

⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案に対する附帯決議

令和3年6月10日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、医療的ケア児が成人となった後も適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることも重要であることに鑑み、地方公共団体や医療的ケア児支援センターが医療的ケア児の成人期への移行に際して行う支援について万全を期すこと。
 - 二、医療的ケア児支援センターに関し、次に掲げる措置を講ずること。
 - 1 医療的ケア児支援センターが、医療的ケア児及びその家族のニーズに応じた支援を行う機関や団体との連絡調整を行うことを含め、医療的ケア児及びその家族からの相談を受けることを業務とする機関であることについての広報を行うこと。
 - 2 医療的ケア児等コーディネーターを中核として医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体をネットワーク化して相互の連携を促進するとともに、都道府県内の医療的ケア児に関連する情報が医療的ケア児支援センターに集約され、関係機関等の相互の連携の中で適切に活用されるようにすることにより医療的ケア児支援センターが専門性の高い事案に係る相談支援を行うことができるようにするため必要な支援を行うこと。
 - 3 都道府県内の医療的ケア児の数等に応じて複数の医療的ケア児支援センターが設置されるようにする等、医療的ケア児及びその家族に対して適切な支援を行うことができる体制を確保するために必要な支援を行うこと。
 - 三、本法が保育所の設置者、学校の設置者等に看護師等を配置するよう求めていることに関し、現在、看護師等が常時配置されていない保育所、学校等に通園・通学している医療的ケア児について、本法の施行後、当該保育所、学校等に看護師等が常時配置されていないことが当該児童の通園・通学の妨げとなることのないよう、本法の趣旨について必要な周知を行うこと。
 - 四、本法の定義規定において、「「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰かくたん吸引その他の医療行為をいう」とされたことに伴い、「医療的ケア」に係る「医療行為」の範囲が変更されたかのような誤解を招くことがないよう、適切に周知を行うこと。
 - 五、医療の高度化等を背景として、命を取り留める子どもたちが増加する中で、早期からの適切な愛着関係の形成に資する家族支援がその後の家族の在り方にも関わることを踏まえ、早期からの愛着形成に資する家族支援の在り方について、実態の把握と支援体制の構築に万全を期すこと。
- 右決議する。

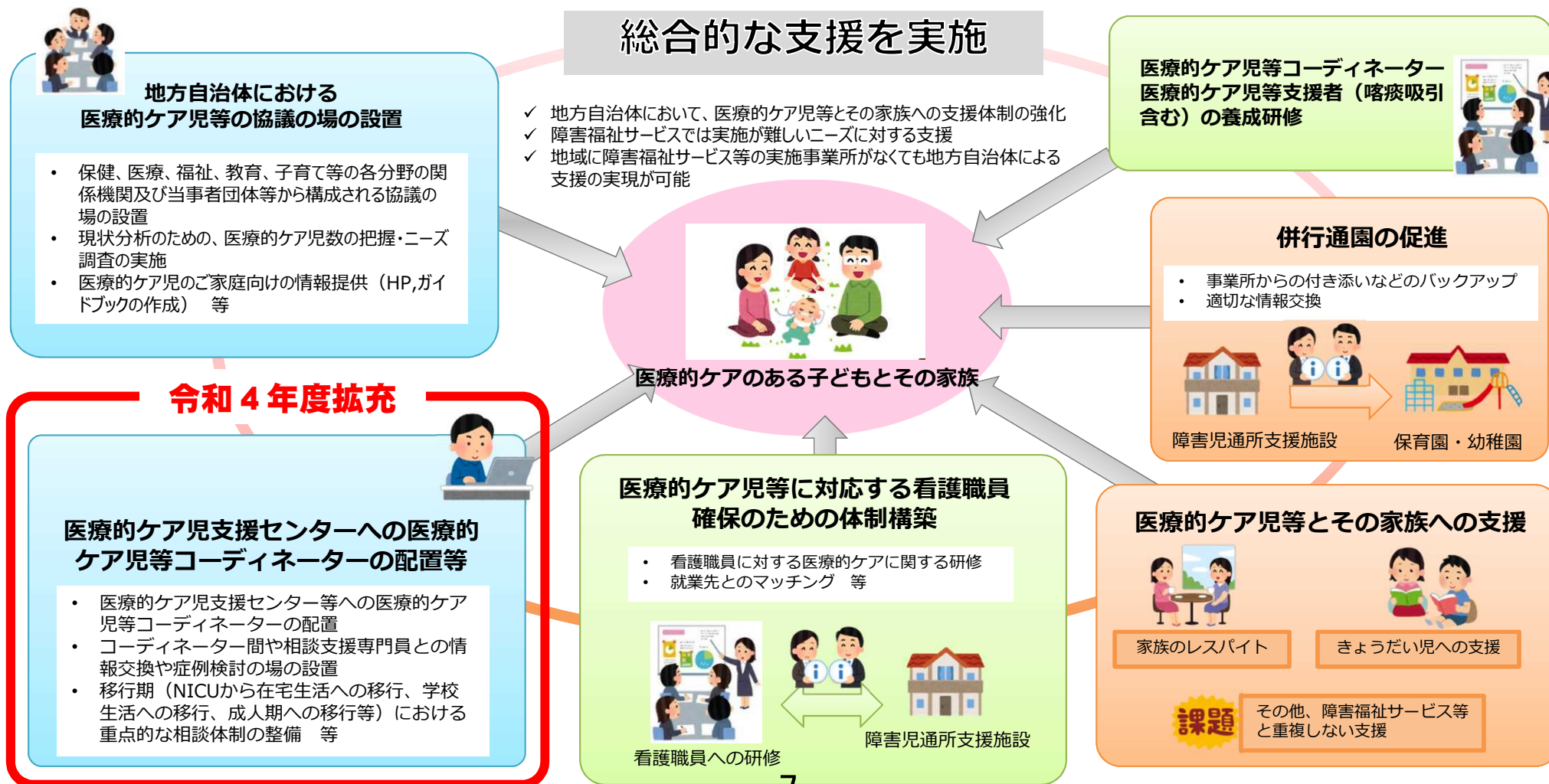
令和4年度予算案（令和3年度予算額）：4.0億円（2.2億円）

【事業内容】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく医療的ケア児支援センターの設置（医療的ケア児等コーディネーターの配置）により、医療的ケア児とその家族からの相談を受け、適切な支援に繋げるための支援を行うとともに、地方自治体における協議の場の設置や医療的ケア児に係る支援者の養成研修、医療的ケア児やその家族の日中の居場所作りや活動の支援等を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村

【補助率】 国1/2 都道府県・市町村1/2

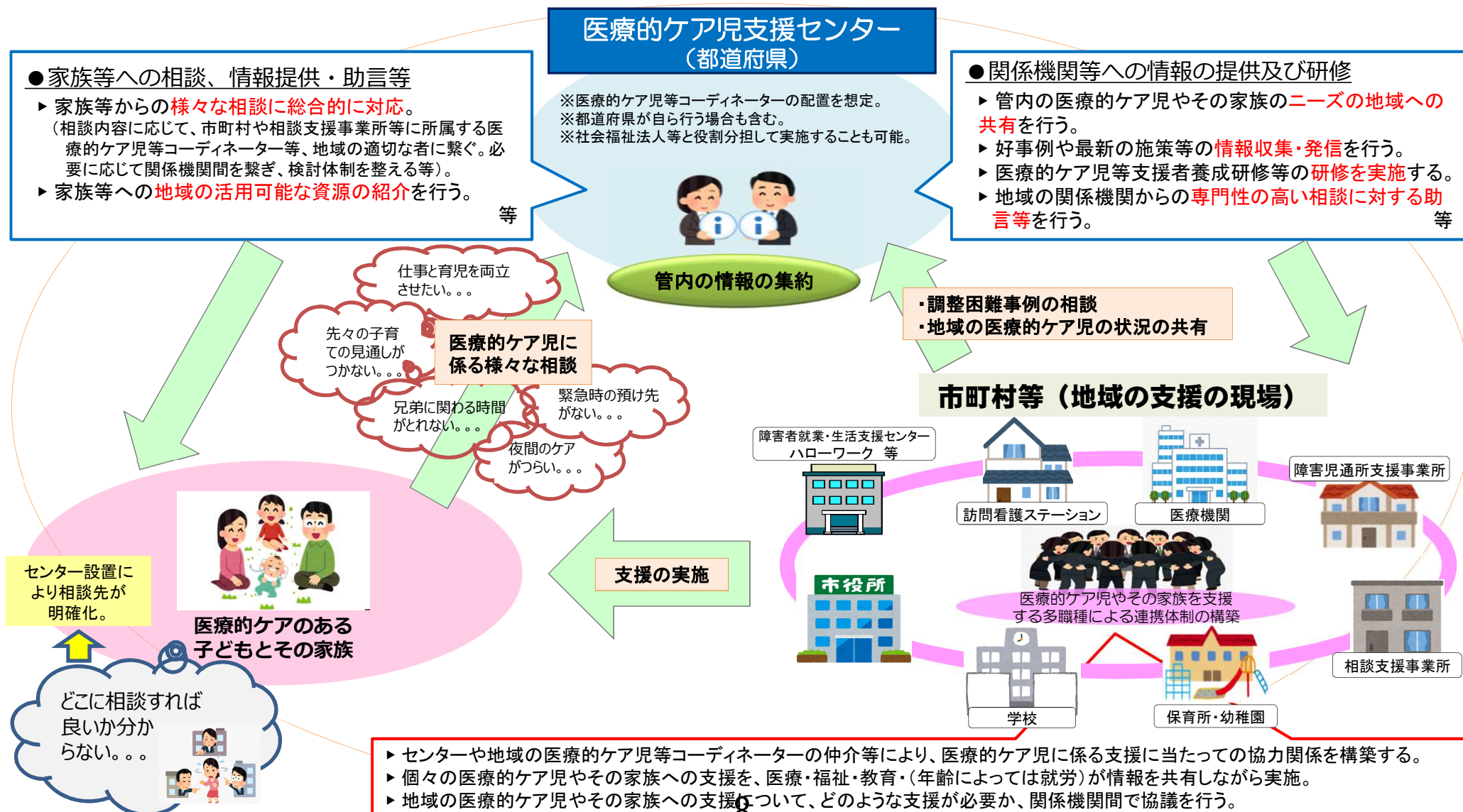


医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

■ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について（令和3年8月31日（事務連絡））（抄）①

1. 法第14条の立法趣旨

（略）

医療的ケア児の支援については、その専門性等から、個々の制度の相談窓口だけで適切な支援に繋げることが難しい場合があり、医療的ケア児の家族にとっては、様々なニーズについて、どこに相談をすれば適切な支援に繋がるのかが分かりにくいという課題があった。また、医療的ケア児の支援に当たっては、地域の医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関が連携して支援に当たることが重要であるが、必ずしもこうした連携が円滑に行われているとは限らない状況があった。

そこで、法では、都道府県及び支援センター（以下「支援センター等」という。）が、

- ・ 医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になること、
- ・ どこに相談をすれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること、
- ・ 医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たすこと

を期待して、法第14条の規定が定められたところである。

なお、法第14条は、以下のとおり、「都道府県知事は、（略）「医療的ケア児支援センター」（略）に行わせ、又は、自ら行うことができる」と、いわゆる「できる規定」として定められたものであり、支援センターの設置を義務づけているものではない。しかしながら、上記に示したような立法趣旨に鑑み、できる限り多くの都道府県において支援センターが設置されることが期待されている。

また、法では、支援センターとしての施設設備・人員基準要件等は定めておらず、そのあり方が制限されるものではないが、立法趣旨に鑑みると、以下に示す内容を踏まえて設置することが望ましいと考えられる。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について（令和3年8月31日（事務連絡））（抄）②

4. 支援センター業務の具体的な内容等

（1）医療的ケア児等からの相談への助言等（法第14条第1項第1号）

支援センター等は、上記のとおり、どこに相談すれば良いか分からない状況にある医療的ケア児等からの様々な相談について、まずしっかりと受け止めた上で、関係機関と連携して総合的に対応することが期待される。具体的には、相談内容に応じて、地域において活用可能な社会資源（施策）等の情報を提供しつつ、適切な関係機関を紹介するほか、関係機関等のうち複数の機関との調整を要するような相談内容については、（3）に記載する、関係機関等への連絡・調整を行い、切れ目のない相談・援助に努める。

なお、関係機関等としては、具体的に以下のような機関が想定される（以下はあくまで例示であり、個々の相談内容に応じてこれら以外の機関や市町村とも調整を行う必要がある点に留意すること）。

- ・ 医療：地域において医療的ケア児への対応に中核的な役割を担っている病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション 等
- ・ 保健：保健所、保健センター 等
- ・ 福祉：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、児童発達支援センター、その他の障害児通所支援事業所、保育所 等
- ・ 教育：教育委員会、小学校、中学校、高校、特別支援学校 等
- ・ 労働：ハローワーク、障害者就業・生活支援センター 等

こうした相談者に対する的確な情報提供や、関係機関等との適切な連携を行っていくため、支援センターを設置したら、速やかに、（都道府県と協力しつつ）①広報誌等を活用した支援センター設置の広報、②管内の医療的ケア児に係る社会資源（施策）等の情報収集、③関係機関等との顔合わせ等を進めていくことが必要と考えられる。

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 24 日

各都道府県障害支援担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

令和 4 年度医療的ケア児等総合支援事業の実施要綱（案）等について

障害保健福祉行政の推進については、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、令和 4 年度予算（案）として計上している医療的ケア児等総合支援事業（以下「本事業」という。）について。現時点の実施要綱（案）及び交付要綱（案）を作成しましたので、別紙 1 及び別紙 2 のとおり情報提供いたします。

都道府県においては、令和 3 年 9 月 18 日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第 14 条の「医療的ケア児支援センター」の開設についてご検討いただいているところと承知しております。この医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーターの配置に当たっては、従来の国庫補助基準額の充実を行う予定ですので、別添の交付要綱（案）を御参照ください。

また、令和 4 年度当初から医療的ケア児支援センターを開設しない場合であっても、

- ・ 令和 3 年度補正予算における、「医療的ケア児支援センター開設支援事業」により、開設に向けた備品の購入等について補助対象となること
- ・ 医療的ケア児支援センターの開設に向け、管内の医療的ケア児のニーズの把握や、関係者との調整等を行いつつ医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合には、実施要綱（案）の 4 の「（4）医療的ケア児等の相談体制の整備」の対象となること

としますので、医療的ケア児支援センターの積極的な開設についてご検討をお願いします。

なお、本事業及び「医療的ケア児支援センター開設支援事業」に係る地方負担分については、地方財政措置が講じられ、別途、総務省自治財政局調整課から各地方公共団体の財政担当課へ事務連絡が発出されておりますことを申し添えます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対しても本事務連絡について速やかに周知いただきますようお願いいたします。

<本件担当>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係 佐々木

T E L : 03-3595-2608

F A X : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

医療的ケア児等総合支援事業実施要綱新旧対照表（令和 3 年 12 月 24 日時点案）

改正後	現行
障 発 0327 第 19 号 平成 31 年 3 月 27 日 (一部改正) 障 発 0303 第 1 号 令和 2 年 3 月 3 日 (一部改正) 障 発 0330 第 21 号 令和 3 年 3 月 30 日 <u>(最終改正) 障 発 * * * * 第 * * 号</u> <u>令和 * 年 * 月 * 日</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公 印 省 略) 医療的ケア児等総合支援事業の実施について 医療技術の進歩等を背景に医療的ケアが必要な児童は増加傾向にあるが、地域においては、医療的ケア児を支援できる環境が整備されているところが未だ多くない状況にある。このため、地域において医療的ケア児等の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「医療的ケア児等総合支援事業」を新たに定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとした。	障 発 0327 第 19 号 平成 31 年 3 月 27 日 (一部改正) 障 発 0303 第 1 号 令和 2 年 3 月 3 日 (最終改正) 障 発 0330 第 21 号 令和 3 年 3 月 30 日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公 印 省 略) 医療的ケア児等総合支援事業の実施について 医療技術の進歩等を背景に医療的ケアが必要な児童は増加傾向にあるが、地域においては、医療的ケア児を支援できる環境が整備されているところが未だ多くない状況にある。このため、地域において医療的ケア児等の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上を図ることを目的として、今般、別紙のとおり「医療的ケア児等総合支援事業」を新たに定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとした。

改正後	現行
貴職においては、御了知の上、管内市区町村等に対し、本事業について周知及び事業の促進を図る等、特段の配慮をお願いする。 (別紙) 医療的ケア児等総合支援事業実施要綱 1 事業の目的 医療的ケア児等総合支援事業は、<u>医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「医療的ケア児」をいう。以下同じ。）</u>や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。 2 実施主体 この事業の実施主体は、<u>以下のとおりとする。</u> <u>I 4の（1）の事業 都道府県</u> <u>II 4の（2）から（7）の事業 都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）</u> <u>なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。</u> 3 事業の対象 (略)	貴職においては、御了知の上、管内市区町村等に対し、本事業について周知及び事業の促進を図る等、特段の配慮をお願いする。 (別紙) 医療的ケア児等総合支援事業実施要綱 1 事業の目的 医療的ケア児等総合支援事業は、<u>人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童</u>や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。 2 実施主体 この事業の実施主体は、<u>都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託先」という。）に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。</u> 3 事業の対象 都道府県等が支援を必要と認めた医療的ケア児等及びその家族

改正後	現行
4 事業の内容 医療的ケア児等の支援体制を整備するため、次の（１）～（<u>（7）</u>）の事業のうち、いずれかの事業について取組を実施し、複数の事業に取り組むことも可能とする。 <u>（１）医療的ケア児支援センターの業務を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置</u> <u>法第14条に規定する医療的ケア児支援センター（都道府県が自ら行う場合を含む。）（以下「支援センター」という。）に、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「医療的ケア児等コーディネーター」という。）を常勤で1人以上配置し、法第14条第1項第1号及び第3号に定める業務を行う（※）こと。</u> <u>（※）支援センターが、法第14条第1項第2号及び第4号の業務を併せて行う場合も補助対象となること。</u> <u>（２）医療的ケア児等の協議の場の設置</u> （略） <u>（３）医療的ケア児等支援者養成研修の実施</u> 医療的ケア児等コーディネーターの養成（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」という。）や地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事<u>できる</u>者を養成する研修（以下「医療的ケア児等支援者養成研修」という。）を実施すること。 また、医療的ケア児等の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員に対して、喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（<u>昭和62年法律第30号</u>）第4条第2項の喀痰吸引等研修をいう。）など	4 事業の内容 医療的ケア児等の支援体制を整備するため、次の（１）～（<u>（5）</u>）の事業のうち、いずれかの事業について取組を実施し、複数の事業に取り組むことも可能とする。 <u>（新設）</u> <u>（１）医療的ケア児等の協議の場の設置</u> 地域において、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場（以下「協議の場」という。）を設置する。協議の場においては、地域の現状把握、分析、連絡調整、支援内容等、地域全体の医療的ケア児等とその家族が直面する課題及びその対応策の検討を行うこと。 <u>（２）医療的ケア児等支援者養成研修の実施</u> <u>医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「医療的ケア児等コーディネーター」という。）</u>の養成（以下「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」という。）や地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事<u>出来る</u>者を養成する研修（以下「医療的ケア児等支援者養成研修」という。）を実施すること。 また、医療的ケア児等の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員に対して、喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法第

改正後	現行
の医療的ケアの知識・技能習得のための研修を実施すること。なお、医療機関と協力し、入院中の医療的ケア児が、退院後に地域で生活する際の支援者を養成するため、医療機関において喀痰吸引等研修を行うことも可能である。 <u>(4) 医療的ケア児等の相談体制の整備</u> 医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたっており必要なサービス也多岐にわたっている。医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと。 また、医療的ケア児等コーディネーターは、都道府県・<u>支援センター</u>と市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター間及び相談支援専門員等との情報交換や症例検討を行うこと。なお、本事業において医療的ケア児等コーディネーターを配置した場合、当該情報交換や症例検討は必ず行うものとする。 加えて、都道府県は、令和4年度において、<u>4の(1)の事業を行わない場合であっても、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、上記の総合的な調整、情報交換及び症例検討に加え、支援センターの開設に向け、管内の医療的ケア児のニーズの把握や関係者との調整等を行う場合は、4の(4)の事業を行うことができるものとする。</u> <u>(5) 併行通園の促進</u> (略) <u>(6) 医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築</u>	4条第2項の喀痰吸引等研修をいう。) などの医療的ケアの知識・技能習得のための研修を実施すること。なお、医療機関と協力し、入院中の医療的ケア児が、退院後に地域で生活する際の支援者を養成するため、医療機関において喀痰吸引等研修を行うことも可能である。 <u>(3) 医療的ケア児等の相談体制の整備</u> 医療的ケア児等が抱える課題は、多分野にわたっており必要なサービス也多岐にわたっている。医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと。 また、医療的ケア児等コーディネーターは、都道府県と市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーター間及び相談支援専門員等との情報交換や症例検討を行うこと。なお、本事業において医療的ケア児等コーディネーターを配置した場合、当該情報交換や症例検討は必ず行うものとする。 <u>(4) 併行通園の促進</u> 障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等について、保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）との併行通園を実施するため、障害児通所支援事業所は、保育所等との調整や事前準備及び保育所等に対するバックアップを行う。 <u>(5) 医療的ケア児等に対応する看護職員確保のための体制構築</u>

改正後	現行
(略) <u>(7) 医療的ケア児等とその家族への支援</u> (略) 5 留意事項 <u>(1) 支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーターと、市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーターの役割分担等は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に係る医療的ケア児支援センター等の業務等について」(令和3年8月31日付け事務連絡)を参照すること。</u> <u>(2) 支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーターの「常勤で1人」の考え方は、常勤換算で1人とすることも可能とする(常勤換算の考え方は「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第12号)第二の2(2)「常勤換算算定方法」を参考とするこ</u>	障害児通所支援事業所等における医療的ケア児等に対応する看護職員を確保・育成するため、求職者や現任看護職員に対する研修を実施すること。さらに、求職者に対して障害児通所支援事業所等を紹介することや、就業後のフォローアップを一体的に実施することが望ましい。 <u>(6) 医療的ケア児等とその家族への支援</u> 医療的ケア児等とその家族が日中に安心して過ごせる場所の提供や開拓など居場所作り等の支援を行う。例えば、以下のようなことが想定される。 ・家族の負担を軽減するための看護職員の派遣 ・家族のレスパイトの時間を確保するための医療的ケア児を看護できる体制の構築 ・医療的ケア児のきょうだい児(以下「きょうだい児」という。)への課題を把握し、きょうだい児の自己肯定感を高める支援の実施。 ・短期入所における療育機能を強化するための保育士等の派遣。 ・災害時の医療的ケア児等とその家族への支援における対応マニュアルの作成 ・その他、医療的ケア児等とその家族が直面する課題に対する、支援の実施 5 留意事項 <u>(新設)</u>

改正後	現行
<u>と)。</u> <u>(3) 都道府県が、社会福祉法人等を支援センターとして指定し、当該指定した支援センターが4の(1)の業務を行う場合であって、当該業務に係る経費について都道府県が補助を行う場合も、4の(1)の補助対象となること。</u> <u>(4) 4の(2)から(7)に掲げる事業はすべて都道府県及び市町村で実施可能であるが、事業の性質を鑑み都道府県と市町村で役割分担を行い実施することが望ましい。</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u>	<u>(1)</u> 4に掲げる事業はすべて都道府県及び市町村で実施可能であるが、事業の性質を鑑み都道府県と市町村で役割分担を行い実施することが望ましい。 <u>(2)</u> 医療的ケア児等の協議の場の設置については、地域の子ども・子育て会議や障害者総合支援法第89条の3における協議会等、既存の協議会等を活用することも可能である。 <u>(3)</u> 医療的ケア児等コーディネーター養成研修及び医療的ケア児等支援者養成研修（以下「研修」という。）について、平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「在宅重症心身障害児者を支援するための人材育成プログラム開発事業」及び平成27年度厚生労働科学研究費補助金「重症心身障害者の支援者・コーディネーター養成研修プログラムと普及に関する研究」において開発した研修プログラム別紙1、2の内容以上のものとする。研修の内容については、実地研修や施設見学を含めることが望ましい。 <u>(4)</u> 都道府県等は、研修を修了した者については、別紙3の様式を参考に修了証書を交付し、修了証書番号、修了年月日、指名、連絡先等の必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報に十分な注意を払った上で管理するものとする。 <u>(5)</u> 医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等とその家族が相談しやすい場所に配置すること。 <u>(6)</u> 併行通園を行う医療的ケア児を受け入れる保育所等に対しては、障害児通所支援事業所から保護者の同意を得た上で、当該医療的ケア児等の情報共有を行うこと。 また、都道府県等においても、障害福祉担当と子育て支援担当等の関係者における情報共有を行うこと。 <u>(7)</u> 医療的ケア児等とその家族への支援については、地域に障害福祉等サービス等を提供する事業者がないなど、医療的ケア児等とその

改正後	現行
<u>(11)</u> (略) 6 個人情報の保護 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。 また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。 なお、上記 4 に定める事業を実施する都道府県等<u>及び支援センター</u>が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。 7 経費の補助 (略)	家族が孤立している場合がある。この場合には、都道府県等において積極的に本事業を活用し、医療的ケア児等とその家族に支援を届けること。 <u>(8)</u> 看護職員の確保・育成にあたっては、他分野での看護職員の確保・育成に係る経験のある職能団体や医療機関等の協力を得ることが効果的な場合がある。看護職員の研修については、例えば訪問看護師向けの研修等と共同して開催するなど、医療、保育、学校等の関連分野における看護師確保・育成に係る取組との連携及び効率性・整合性を十分に図ること。 6 個人情報の保護 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。 また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。 なお、上記 4 に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。 7 経費の補助 国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。 ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。 ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用 イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用 ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（令和3年12月24日時点案）

<（注）別表のうち医療的ケア児等総合支援事業部分>

改正後					現行				
別表					別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援促進事業	9. 医療的ケア児等総合支援事業 <u>(1) 別に定める実施要綱の4の事業を行う場合で、このうち4の(1)の事業の実施が含まれる場合</u> <u>1 都道府県当たり8,783千円</u> ※ 4の(1)の事業において医療的ケア児等コーディネーターを常勤換算で2人以上置く場合は、2人目以降、1人につき+5,202千円とする。 なお、医療的ケア児等コーディネーターの配置については、当該都道府県の19歳以下の人口23万人につき1人を国庫補助上 <u>の上限とする（当年度の前々年度の1月1日時点の人口を基準とする）。</u> <u>(2) (1)に該当しない場合</u> 1 自治体あたり 5,141 千円	医療的ケア児等総合支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	$\frac{1}{2}$	地域生活支援事業費等補助金	地域生活支援促進事業	9. 医療的ケア児等総合支援事業 1 自治体あたり年額5,141千円	医療的ケア児等総合支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、諸謝金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、助成金、交付金	$\frac{1}{2}$

<補足>

○ 基準額の算出方法の具体的な例は以下のとおりとなる。

(例 1) 0～19 歳の人口が 30 万人の都道府県が、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等コーディネーターを常勤換算で 2 人配置する場合

→ $8,783 \text{ 千円} + 5,202 \text{ 千円} = 13,985 \text{ 千円}$

(例 2) 0～19 歳の人口が 100 万人の都道府県が、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等コーディネーターを常勤換算で 3 人配置する場合

→ $8,783 \text{ 千円} + 5,202 \text{ 千円} \times 2 \text{ 人} = 19,187 \text{ 千円}$

※ 100 万人なので、常勤換算で 4 人又は 5 人を配置すると更に基準額が上がるが、実際には 3 人の配置のため、+ 5,202 千円は 2 人分までとなる。

○ 常勤換算であるため、以下のような配置についても補助対象となる。

- ・ 常勤換算で 0.5 人ずつを 2 か所の医療的ケア児支援センターに配置する場合は、1 人配置しているものとする。
- ・ 常勤換算で 0.75 人ずつを 3 か所の医療的ケア児支援センターに配置する場合は、2 人配置しているものとする。

○ また、医療的ケア児支援センター 1 か所に、常勤換算で 2 人を配置することも可能である。

医療的ケア児支援センター開設支援事業

令和3年度補正予算：71百万円

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、9月から施行されているところ、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する等の目的を踏まえ、都道府県において「医療的ケア児支援センター」を早期に開設し、医療的ケア児やその家族からの相談を受け、医療的ケア児に適切な支援に繋げることが期待されている。このため、都道府県に対して、「医療的ケア児支援センター」を運営する上で必要な備品購入等について補助を行うことにより開設を促進する。

実施主体

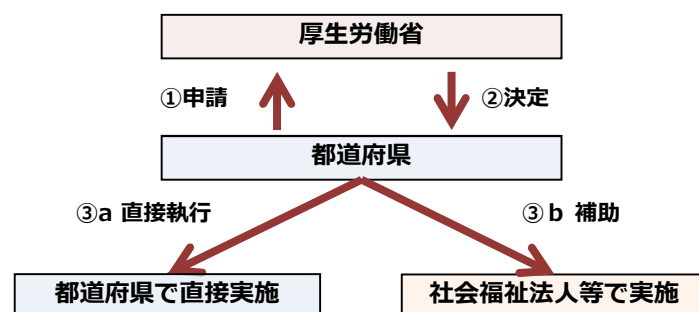
都道府県

(都道府県が自ら改修等を行うほか、医療的ケア児支援センターの運営を委託や指定により実施する場合、委託等を行う社会福祉法人等への補助を行うことも可能。)

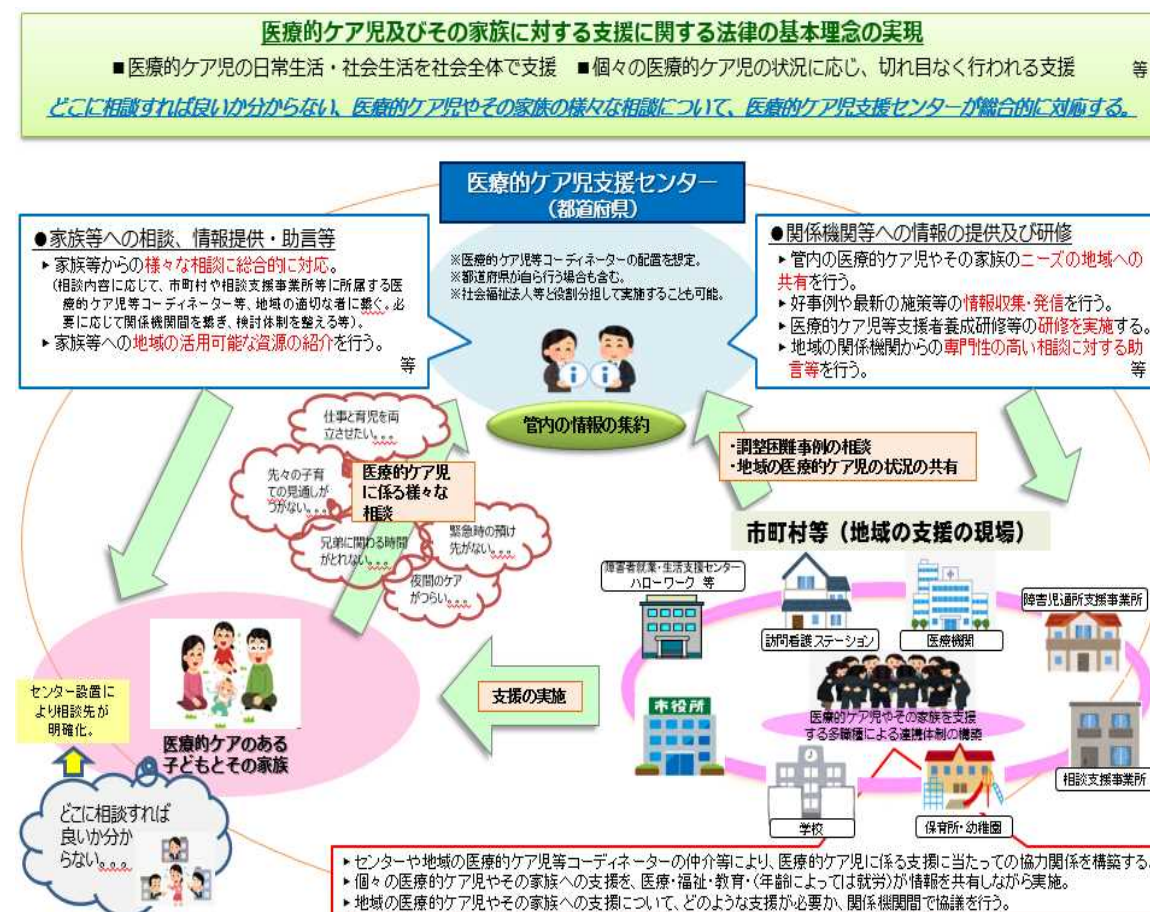
補助率など

- 上限額 医療的ケア児支援センター1カ所当たり200万円
- 補助率 国 3/4 都道府県 1/4
- 対象経費 医療的ケア児支援センターを運営するために必要な備品購入費、消耗品費、役務費 等

事業スキーム



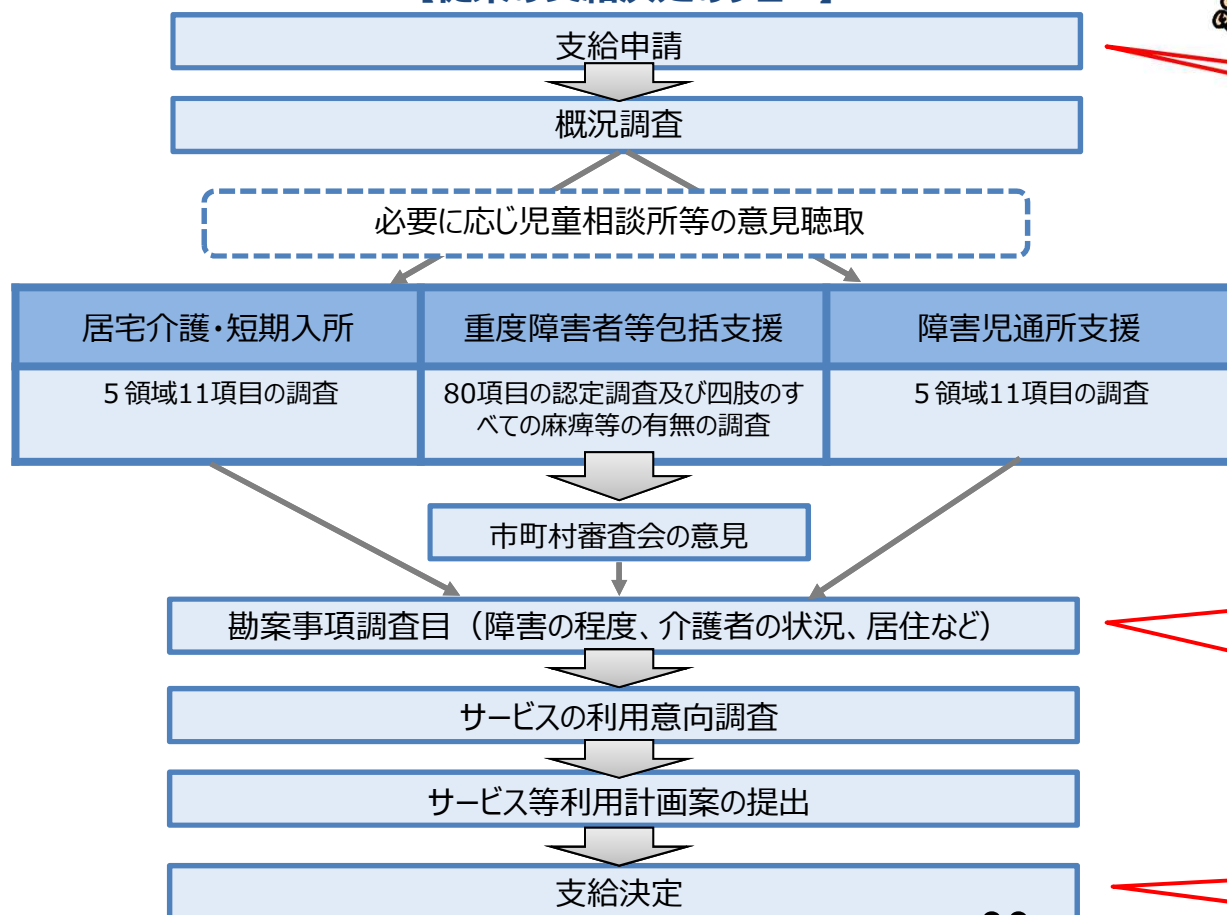
医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）



医療的ケア児にかかるNICU等退院直後の支給決定について

- 医療的ケア児が障害福祉サービス等を利用する場合、現状では、介助の必要性や障害の程度の把握のために「5領域11項目」の調査を行うこととしている。しかし、NICU等から退院し在宅生活をスタートする時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達の範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか、判断が難しい。
- こうした自治体における障害児の支給決定事務の課題を踏まえ、障害の程度の判断にあたっては、医療的ケアの新判定スコアも用いることとし、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の医師の判断を活用することとする。支給決定にあたっては5領域11項目等の調査に加えて医療的ケアの新判定スコアの調査を行った上で、両調査の結果を踏まえて支給の要否及び支給量の決定を行う。

【従来の支給決定のフロー】



【退院直後の医療的ケア児の場合の対応】

支給申請にあたり、保護者は従来の申請に必要な書類に加えて、医療的ケアの新判定スコア（医師による記入）を提出する。



医療的ケアの新判定スコア（医師による記入）による調査を活用し、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にあることを勘案する。

受給者証の交付にあたっては、利用するサービスに応じて医療的ケア区分等を記載する。

障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(事務連絡)

抜粋

第2 通所給付決定の事務

Ⅲ 通所給付決定

1 通所給付決定の際の勘案事項

(1) 通所給付決定の際の勘案事項(則第18条の10)

① 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態※ 介助の必要性や障害の程度の把握のために、5領域11項目の調査(別表1)を行う。また、NICU等退院直後の医療的ケア児については、5領域11項目の調査に加えて医療的ケアの判定スコアの調査(別表2)における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定する。ただし、通所給付決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

別表1 障害児の調査項目(5領域11項目)

別表2 医療的ケアの判定スコアの調査

(2) 当該事項を勘案事項として定める趣旨

① 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態障害の種類及び程度の勘案に際しては、当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。NICU等退院直後の医療的ケア児に対し、障害児通所給付費等の支給要否決定を行うに当たっては、5領域11項目の調査のみでは、医療的ケア児の障害の程度が通常の発達においても必要である介助等を要する状態であるのか、内部障害等に起因する医療的ケアにより通常の発達を超える介助等を要する状態であるか否かの判断が困難である。そのため、医療的ケアの判定スコアの調査項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である場合は、通常の発達を超える介助等を要するものとして通所給付決定を行うこととして差し支えない。(略)

② 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況

保護者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、入所による支援が適当か、通所による支援が適当か等を判断することを想定している。

なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に障害児通所給付費等の支給を行わないという趣旨ではない。NICU等退院直後の医療的ケア児の属する家庭においては、一般的に在宅移行時における介護者の負担や、医療的ケアのために24時間の対応を行っている状況等が想定されるため丁寧に聞き取りを行うこと。

医療的ケア及び医療的ケアスコアについて

資料 8

医療的ケア(診療の補助行為)		基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)			
		日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合		見守り中の場合	見守り低の場合(0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		☐		10点	☐	☐	☐	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点)		直ちにはないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り〇点+気管切開8点)		☐		8点	☐	☐		自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(2点)			それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理		☐		5点	☐	☐		上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)			それ以外の場合
4 酸素療法		☐	☐	8点	☐	☐		酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合(1点)			それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)		☐		8点	☐	☐		自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)			それ以外の場合
6 ネブライザーの管理		☐	☐	3点							
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	☐		8点	☐	☐		自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)			それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	☐		3点	☐	☐		自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)			それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)		☐		8点	☐	☐		自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)			それ以外の場合
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)	☐	☐	5点	☐	☐		自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)			それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	☐	☐	3点	☐	☐		自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)			それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		☐	☐	3点	☐	☐		血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)			それ以外の場合
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)		☐		8点	☐	☐		自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)			それ以外の場合
12 導尿 注)いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿	☐	☐	5点							
	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)	☐	☐	3点	☐	☐		自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点)			それ以外の場合
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ	☐	☐	5点	☐	☐		自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合(1点)			それ以外の場合
	(2) 摘便、洗腸	☐	☐	5点							
	(3) 浣腸	☐	☐	3点							
14 痙攣時の 座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合		☐		3点	☐	☐		痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合(2点)			それ以外の場合

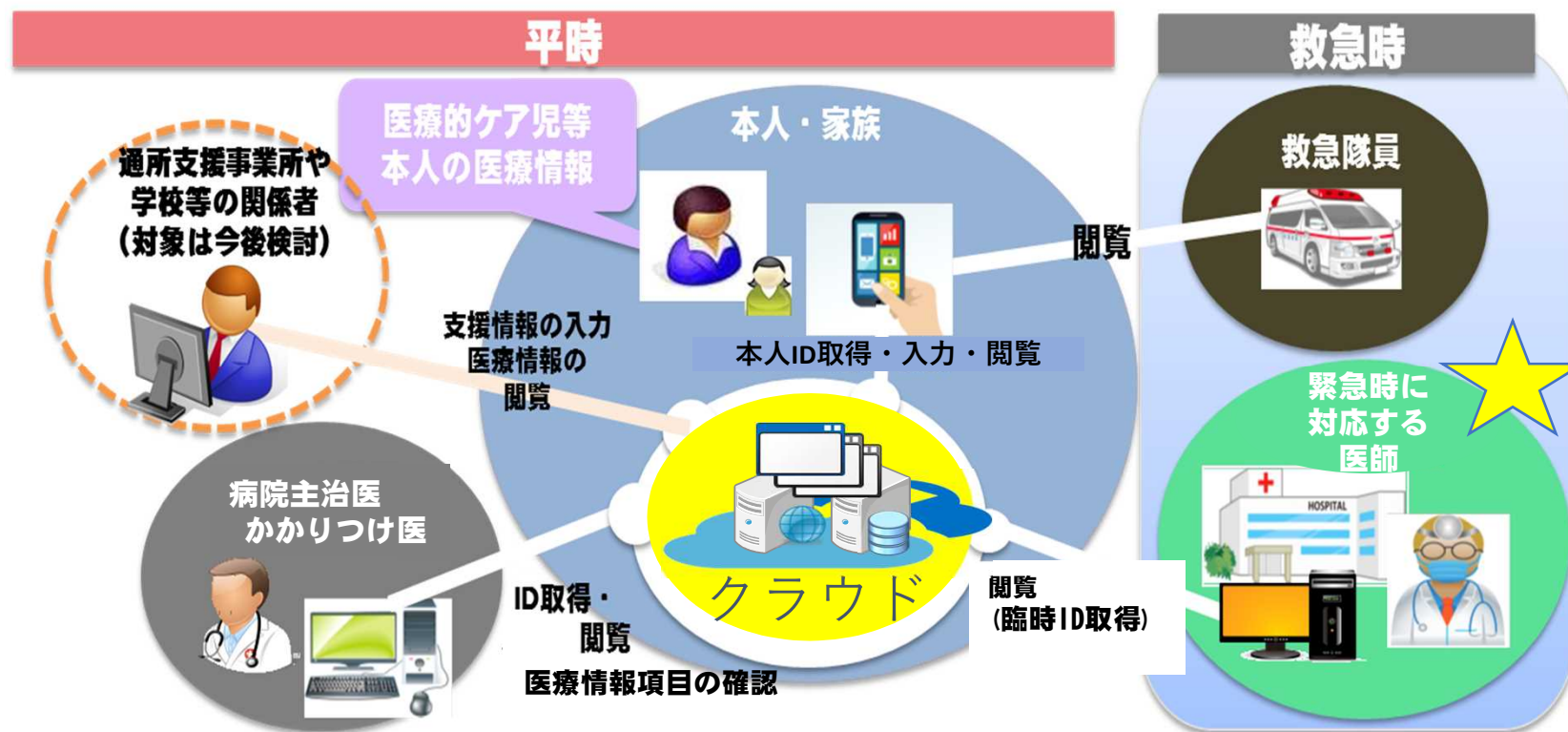
出典:「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について」(別紙2)医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて(児童発達支援・放課後等デイサービス)」、令和3年3月23日 事務連絡。

14項目の基本スコアと見守りスコアの合計が医療的ケアスコアとなる。

医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）

- 医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、**全国の医師・医療機関（特に、救急医）が迅速に必要な患者情報を共有**できるようにするためのシステム。
- 医療的ケア児等は、原疾患や心身の状態が様々であり、遠方で緊急搬送等された際にも速やかに医療情報の共有を図る必要があることから、平成28年度に調査研究を開始（検討会構成員：東京大学大学院医学系研究科教授、小児救急科医長、重症心身障害児保護者団体会長等）。
- 令和元年度～システム開発、令和2年5月からプレ運用開始、令和2年7月から本格運用開始。

（※） MEISのHPから登録申請書がダウンロード可能。



MEIS：Medical Emergency Information Shareの略称

医療的ケア児保育支援事業

資料 8
関連資料 12

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度予算案：453億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額《拡充》

○基本分単価

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算)《拡充》

○加算分単価

- ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
③ 補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円

実施主体・補助割合《拡充》・事業実績

○実施主体 都道府県、市区町村

○補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ《拡充》

・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3

国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

○事業実施

R2（公募ベース）：109か所（171か所）

事業イメージ

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



保育所



保育所（医ケア児受入施設）



看護師等の配置

<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、管内保育所の医療的ケアに関する支援を行うとともに、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行う。



医療的ケア児保育支援者

助言・支援等

体制整備等

<自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定



検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。